

2011年6月4日

沖縄県庁土木建築部港湾課気付

内閣府 沖縄総合事務局 御中

沖縄県 御中

東京都練馬区上石神井 1 - 8 - 2 - 508

羽生 洋三

中城湾港泡瀬地区における「埋立地用途変更・設計概略変更 承認申請書」「埋立区域縮小・埋立地用途変更・計画概要変更・工事竣功期間伸長 許可申請書」についての国と県に対する意見

1. 泡瀬地区埋立事業の今次変更に至った理由は、平成 19 年の沖縄市長による計画見直し表明に基づくものとされている(p.31)。しかしその後の平成 21 年には、見直し前の計画(以下「原計画」という)は、経済合理性がなく事業継続は認められないとする判決が確定しているのであって、いわば違法な計画を土台にして、姑息にもその一部に変更を加えて事業を継続しようとすることは、司法判断を事実上無視するものであり、行政の暴走と言わねばならない。

2. 原計画の目的であった国際交流リゾート拠点の形成を断念した理由、変更計画の目的であるスポーツコンベンション拠点の形成が必要な理由が書かれていないこと、および上記目的達成のための既存市街地の再開発の可能性を検討していないことから、本事業の隠された真の目的は、新港地区からの浚渫土砂処分および埋め立て工事による税金の浪費それ自体にあり、上記目的は表面的・副次的なものでしかないのではないかと疑いがある。これは国民共有の財産である公有水面、とりわけ世界的にも希有な生物多様性の宝庫たる泡瀬干潟と周辺浅海域を埋め立てる理由としては、到底容認できるものではない。

3. 経済合理性があるか否かの判断は本来、全事業費(累積利子総額を含む)と社会的費用(失われる干潟浅海域・生物・景観などの価値を含む)の合算額と全効用額を比較考量すべきところ、本申請においてはこれが全くなされていないので不受理もしくは却下すべきである。

4. 申請書類においてなされている需要予測においては、本計画地において期待される需要のうち相当部分が、既存の施設や地区で現に供給されている分を計画地に呼び寄せるとの想定でなされているが、本計画のために需要が減少する他の施設や地区のマイナス面は本事業による社会的費用として計上し再計算すべきである。

5. 工事の竣功には、原計画では5年3ヶ月を要するとされていたが、埋め立て面積が半減された変更計画においては14年6ヶ月(p.1-52)とむしろ原計画より長期間を要すること、また平成14年の着工以来、平成19年には当初予定の竣功期間に達していたにもかかわらず竣功していなかったのは、それぞれ何が原因かを明示すべきである。

6. 埋立てに要する工事費用額が、原計画の約314億円から、面積が半減されたのに332億円(p.2-1)に増額された理由を明示すべきである。前項の竣功期間同様に、この埋め立て費用においても今後、今次算定額より増加しないという保証を見いだすことは困難であり、この点からも変更計画に経済合理性があるとは言えない。

7. 一般的に、大地震発生時の液状化現象は、新潟地震以来広く知られているところであるが、本申請においてはその検討の跡が全く見られないのは問題である。液状化防止のために、護岸や堤防だけでなく埋め立て地全域においてサンドコンパクションパイル工法を施工するよう計画を変更すれば、埋め立て工事費は数倍にも増額され、経済合理性を満たすことはますます困難である。

8. 環境影響評価文書には、着工前の各項目のデータも掲載して、1)原計画における着工前・アセス予測・工事中の推移データ、および2)修正計画における着工前・現況・工事中・竣功後予測を並列参照できるようにすべきである。

9. 資料編において着工前データが唯一垣間見える潮流ベクトル図を見ると、埋め立てによって計画地周辺(特に北側および東西側)の潮向が変化し流速が減少している。したがって当該海域の海水が淀むことが予想され、その結果、水質・底質・生物に無視できない変化が生ずるものと危惧されるところ、本環境影響評価においてはこれら項目に潮流変化に起因する変化の立ち入った検討はなされていない。このように環境影響評価が不適切・不十分である点からも、本申請は却下すべきである。

以上